

薬剤の一般的な名称を記載した(一般名処方)処方箋の交付について

当院では薬剤の一般的な名称を記載した(一般名処方)処方箋の交付をしています。現在の一部の医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方にするにより、保険薬局において、銘柄によらず、供給・在庫の状況に応じ調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供することができます。また、一般名処方の処方箋を交付する場合は、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分説明いたします。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

四国がんセンター院長

2023年4月1日